

# しまね海外展開支援助成金募集要領（令和5年度版）

## 1. 制度の概要

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）では、県内の中小企業が積極的に海外需要の取り込み、グローバル化する市場環境に対応して県内雇用の維持拡大を図るために、海外展開にかかる経費の一部を助成することにより、海外展開の支援を行います。

## 2. 助成対象となる企業等

- (1) 島根県内に主たる事務所または事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者
- (2) 県内に所在する農業協同組合
- (3) 県内に所在する農事組合法人

## 3. 助成対象事業、助成率および助成限度額

- (1) 島根県実施海外向け展示会等参加事業
  - ▶ 島根県が実施する海外向け展示会、現地フェアや現地商談会等に参加する場合の費用を助成します。（ただし、島根県が指定する展示会等に限ります。）
  - ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 年間 1,000 千円以内（助成限度額内であれば複数回申請できます。）
- (2) 海外販路開拓事業
  - ▶ 海外商取引の実現・拡大に向けて行う、Ⅰ）商談会、展示会等への出展、Ⅱ）販売促進活動、Ⅲ）輸出向け商品の開発、などの事業に係る費用を助成します。
  - ▶ 助成率 1/2 以内、助成限度額 1,000 千円
- (3) 現地市場調査等支援事業（個別型/連携型）
  - ▶ 海外展開に向けた市場調査や構想策定に係る費用を助成します。
  - ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 1,000 千円（グループの場合は 2,000 千円）
- (4) 海外進出計画策定事業
  - ▶ 海外進出計画の策定や海外子会社設立に係る費用を助成します。
  - ▶ 助成率 1/2 以内 助成限度額 3,000 千円
- (5) グローバル人材確保育成事業
  - ▶ 有料職業紹介を利用した海外展開人材の確保育成に係る費用を助成します。
  - ▶ 助成率 1/2 以内、助成限度額 1,000 千円
- (6) 海外拠点ローカル人材育成事業
  - ▶ 現地中核人材の育成指導に係る費用を助成します。
  - ▶ 助成率 1/2 以内、助成限度額 1,000 千円

## 4. 助成対象となる主な経費

交付決定日以降に発生する経費を対象とします。

※出展小間料は交付決定日以前に支払った経費も対象とします（ただし、出展前に限ります）。

※海外航空券については事前にご相談があった場合は、交付決定日以前に予約・購入した経費も対象とします。

※対象となる経費は事業類型により異なります。詳細は「しまね海外展開支援助成金交付要綱 別表 2」を御確認ください。

- (1) 会場費  
展示会、商談会等の出展に要する経費、商談会等の開催に必要な会場借り上げに要する経費
- (2) リース料  
展示会等で使用するレンタル品に要する経費
- (3) 謝金  
市場調査や進出計画策定等のために弁護士やコンサルタント等専門家に支払う謝金
- (4) 旅費  
現地調査や海外販路開拓に要する交通費及び宿泊費、通訳や専門家等に対して支払う交通費及び宿泊費  
※原則 1 事業者につき 2 人分までとします。  
※島根県実施海外向け展示会等参加事業において、現地に前泊又は延泊して市場調査や商談を行う場合には、前泊および延泊にかかる費用、並びに現地交通費は対象外経費とします。
- (5) 印刷製本費  
海外展開で使用するパンフレットや商品ラベル等のデザイン及び印刷製本に要する経費  
※パンフレットは事業実施期間内に使用すると見込まれる数量のみを対象とし、商品ラベル等は見本商品やテスト販売商品のものに限りします。
- (6) 通訳翻訳費  
通訳や資料翻訳等に要する経費
- (7) 通信運搬費  
展示品、見本商品及びテスト販売品の輸送に要する費用 ※販売用商品の輸送経費は対象外です。
- (8) 委託費  
外国語版 Web サイトの制作に係る経費、市場調査や子会社設立に向けた諸手続きに係る専門家等への委託費
- (9) 役務費  
海外展開に必要な検査手数料、手続き代行費

## 5. 助成の制限

年度内における各事業類型への助成は 1 回までとします（異なる事業類型への申請は可能です。）

島根県実施海外向け展示会等参加事業については助成上限の範囲内で複数回申請することができます。

※過去に助成金の交付決定を受けている場合は、その事業が完了するまでは新たな交付申請を行うことはできません。

## 6. 募集期間

令和 5 年 3 月 16 日から随時募集します。原則として、月末で締切り、翌月中～下旬に審査会を開催して交付決を行います（島根県実施海外向け展示会等参加事業を除く）。ただし、予算額に達した時点で終了します。

※島根県実施海外向け展示会等参加事業については、参加決定を受けた企業のみ、申請することができます。

## 7. 申請の方法

助成金交付要綱及び申請様式は、財団ホームページからダウンロードできます。

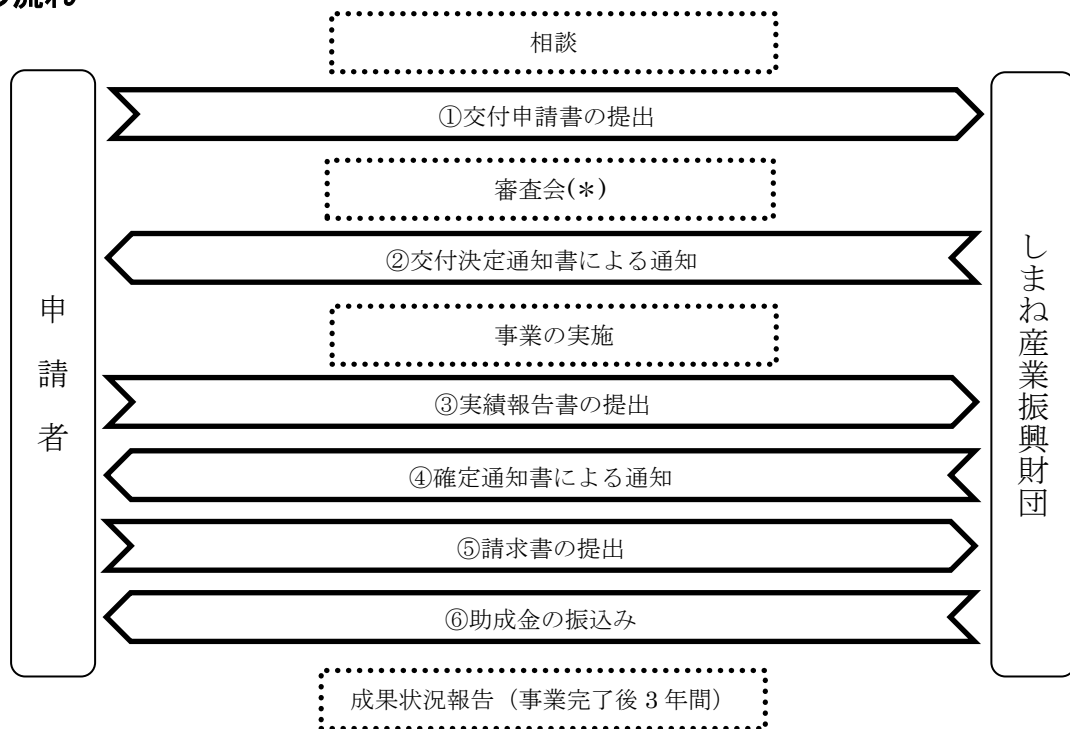
申請書は、必ず事業の実施前にご提出ください。

申請時の提出物は次のとおりです。

- ①助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ②企業概要書（別記様式 1） ※島根県等実施海外向け展示会等参加事業を除く
- ③事業計画書（別記様式 2-1～6 のうち、申請する事業類型に応じたもの）
- ④経費内訳書（別記様式 3）
- ⑤会社の概要が分かる資料（会社パンフレット等）
- ⑥直近 2 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳、株主資本等変動計算書、個別注記）

- ⑦島根県税の納税証明書
- ⑧（他の助成金等の交付を予定する場合）該当助成金等の交付要綱等
- ⑨（別途作成している場合）経営計画書
- ⑩経費積算の根拠資料（見積書、料金表など）
- ⑪その他事業内容等を確認できる資料（商談する商品の説明資料など）
- ⑫「現地市場調査等支援事業（連携型）」に係る共同申請者一覧表（別記様式 4）
- ⑬（現地市場調査等（連携型）のみ）委任状（別記様式 5） ※現地市場調査等（連携型）のみ  
※共同申請者ごとに添付

## 8. 申請の流れ



\* 島根県実施海外向け展示会等参加事業は審査会を省略します。

## 9. 注意事項

- 採択事業者の、事業者名および所在地（市町村）を当財団ホームページで公表します。
- 事業終了後 3 年間、成果状況報告書を提出いただきます。ご協力をお願いいたします。

## 公益財団法人 しまね産業振興財団

販路支援課 国際取引支援グループ担当：浅野、野津

〒690-0887 島根県松江市殿町 8-3 島根県市町村振興センター 5F

TEL：0852-22-6193 FAX：0852-22-6750 E-mail：kaigai@joho-shimane.or.jp